

第2章 都市づくりの課題と目標

ここでは、社会経済情勢の変化や広島県の都市を巡る環境変化を踏まえ、本県における都市づくりの課題を抽出し、その解決に向けて今後の都市づくりが目指すべき方向を目標として設定する。

なお、この答申は制度運用の基本的な枠組みとして活用されることから、課題抽出と目標設定にあたっては、具体的な都市像ではなく、都市をつくり上げていく仕組みや枠組みの部分に着目している。

1 社会経済情勢等を受けた全国的な都市づくりの課題

(1) 時代環境の変化からの課題

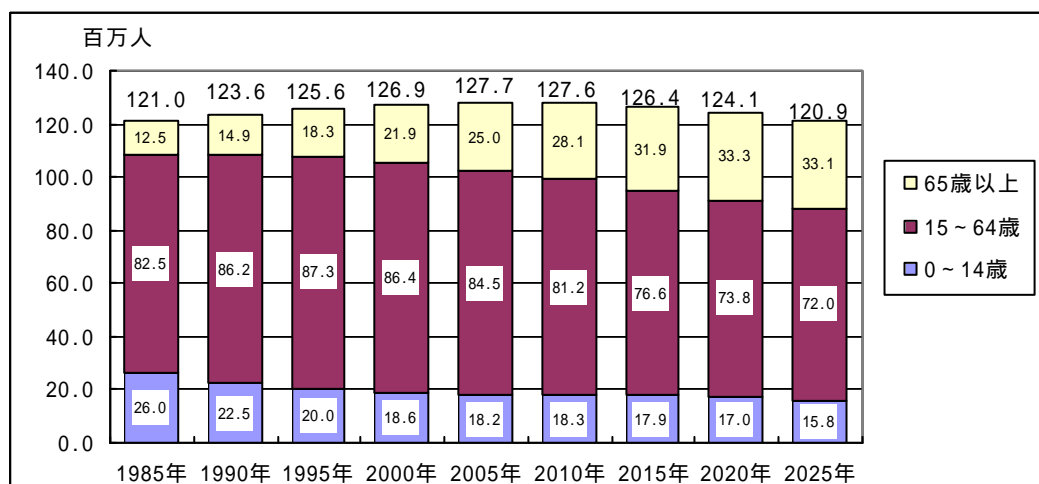
人口動態や産業・経済活動、社会動向等に関わる全国的な社会環境の変化を受けた都市づくりの課題としては、大きく次の3つがあげられる。

持続型の総合的な都市づくりへの転換（既存ストックの有効活用）

我が国では、これまで一貫した人口増加が続く中で人口や産業が急激に都市へ集中し、都市づくりでは、これらの受け皿となる都市基盤の迅速な供給と、都市化に対する土地利用等の適切なコントロール等が重要な課題であった。

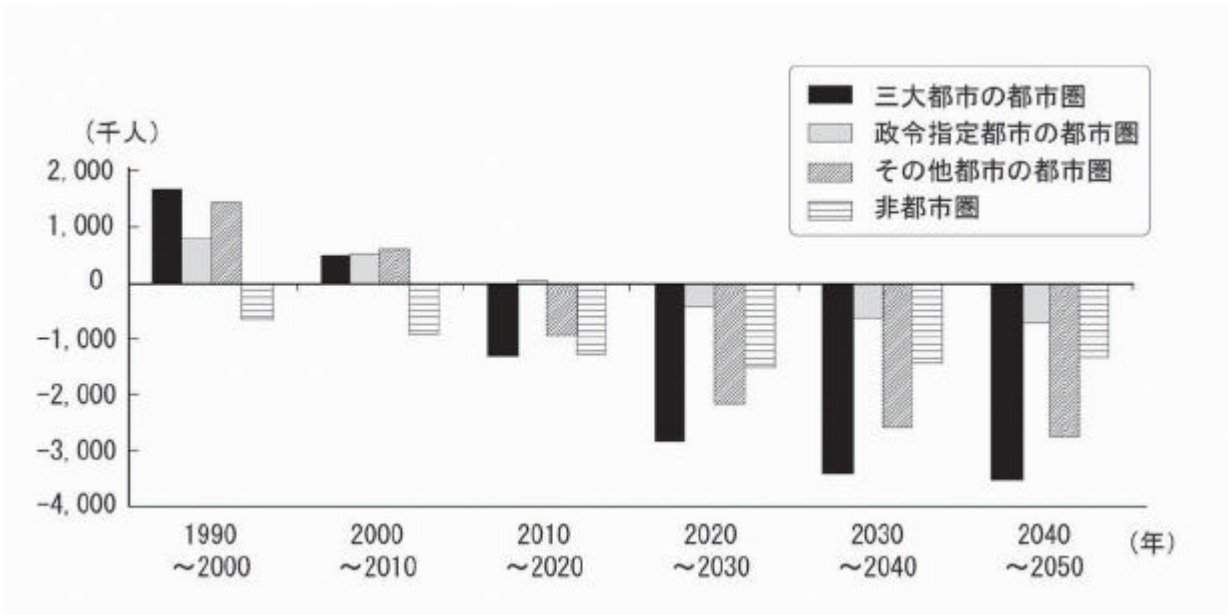
今後は、少子高齢化の進行に伴う人口の減少、経済活動における低成長の長期化等による投資余力の低下、及び地球規模での環境問題の深刻化などの社会環境が変化していくことにより、都市においては、従来の人口や産業が都市へ集中し、都市が拡大する「都市化社会」から、都市化が落ち着いて、産業、文化等の活動が都市を共有の場として展開する安定・成熟した「都市型社会」への転換が必要となっている。

このため、今後の都市づくりにおいては、既存の都市基盤等、今まで蓄積したストックの維持、活用が重要であり、これらが比較的集中している都市中心部の再生や、都市活動による環境負荷の軽減等に配慮した、持続可能な総合的な都市づくりを推進する必要がある。



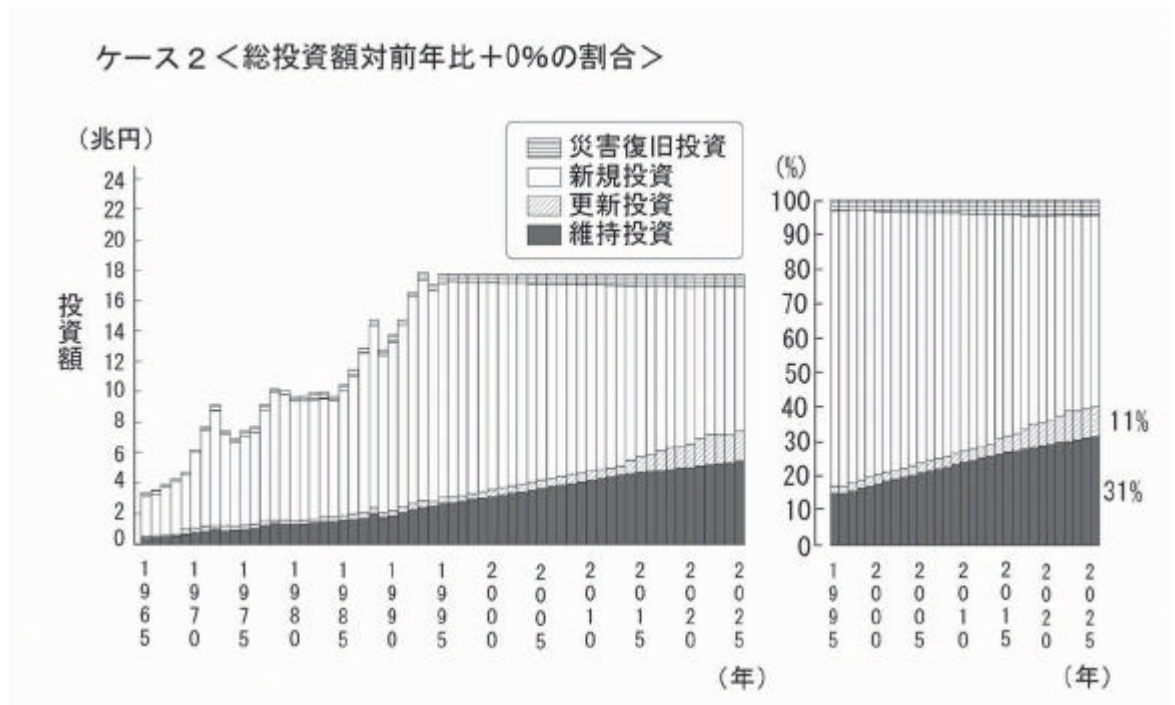
1995年までは国勢調査，2000年以降は中位推計値
資料) 国立社会保障・人口問題研究所，1997年5月

図 日本の将来人口



資料)「建設白書 2000 建設省編」

図 都市圏別人口増減数の推移



資料) 建設省建設政策研究センター P R C Note 第 23 号「我が国経済社会の長期展望と社会資本整備のあり方に関する研究 2000 年 3 月」

図 今後の公共施設の維持・更新投資額の増大と新規投資余力の減少 (建設省所管施設)

地域主体の個性的な都市づくり

これまでの「都市化社会」においては、都市の急膨張への対処をはじめ、ナショナルミニマムとしての都市基盤の整備等、全国的に共通した都市づくりの課題に対し、その解決のための各種制度が全国一律の基準によって運用されてきた。その結果、都市基盤の整備が飛躍的に進んだものの、全国的にまちの個性が薄れ、どこのまちも画一化が進んだという指摘も多くみられるようになっている。

このため、一定の基盤充実の図られた今後の都市型社会においては、それぞれの地域を持つ個性豊かな歴史や文化を尊重しながら特色ある地域づくりが求められている。

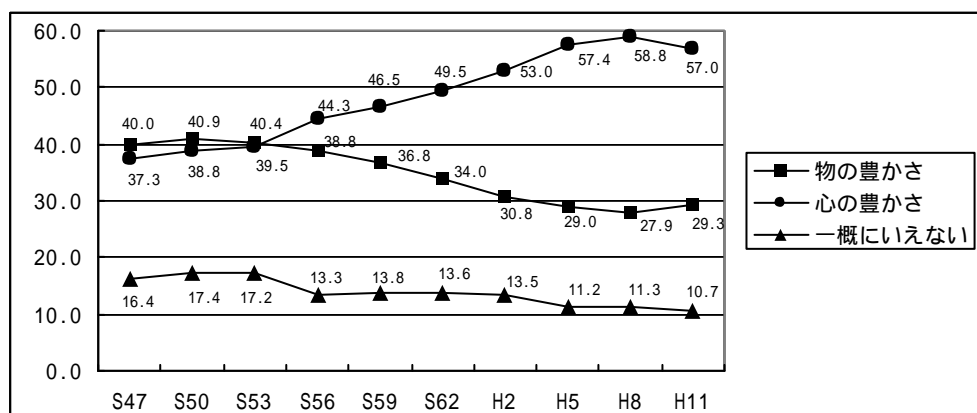
このような状況の下で、平成12年4月から施行された地方分権一括法は、国と地方、地方における県と市町村のあり方について抜本的な改革を促したものであるが、これを契機として、今後は独自色を強めた各地域が地域間競争を繰り広げる時代を迎えるものと予想される。このため、都市づくりにおいても、各地域が主体となり、その実情に応じて創意工夫しながら個性的な都市づくりを進める必要がある。

住民の合意形成の促進と施策の厳選

国民の意識は、これまでの物の豊かさが重視される時代から、心の豊かさ、すなわち単なる物や施設だけでなく、それによって得られるサービス水準そのものの向上が求められる時代へと変化している。生活面においても、強まる価値観の多様化や個性化の傾向を反映し、居住地の選択では大都市から地方へのUJターンや田園居住、職業形態ではサテライトオフィス勤務や在宅勤務、また仕事中心から家族や地域社会等への関心、余暇活動やボランティア活動の活発化等の例など、一人ひとりが様々なライフスタイルを選択する時代を迎えている。

また、都市づくりをはじめとする行政活動に対して住民の参画意識も高まってきている。

このため、今後の都市づくりにおいては、地域の特性や住民の多様な価値観に基づくライフスタイルに対応しながら、質の高い都市サービスの提供に努める必要があり、そのためには、住民への情報開示やプロセスの透明化を図りながら、地域や住民の合意形成を促進し、限られた財源の中で地域が真に必要としている施策を厳選して展開する必要がある。



資料)「国民生活に関する世論調査」(総理府)

図 物の豊かさから心の豊かさへの価値観の変化

(2) 都市計画法改正等からの課題

平成12年5月に公布された都市計画法の改正内容等を踏まえた都市づくりの課題としては、次があげられる。

地域の実情を踏まえた総合・一貫した積極的な制度活用

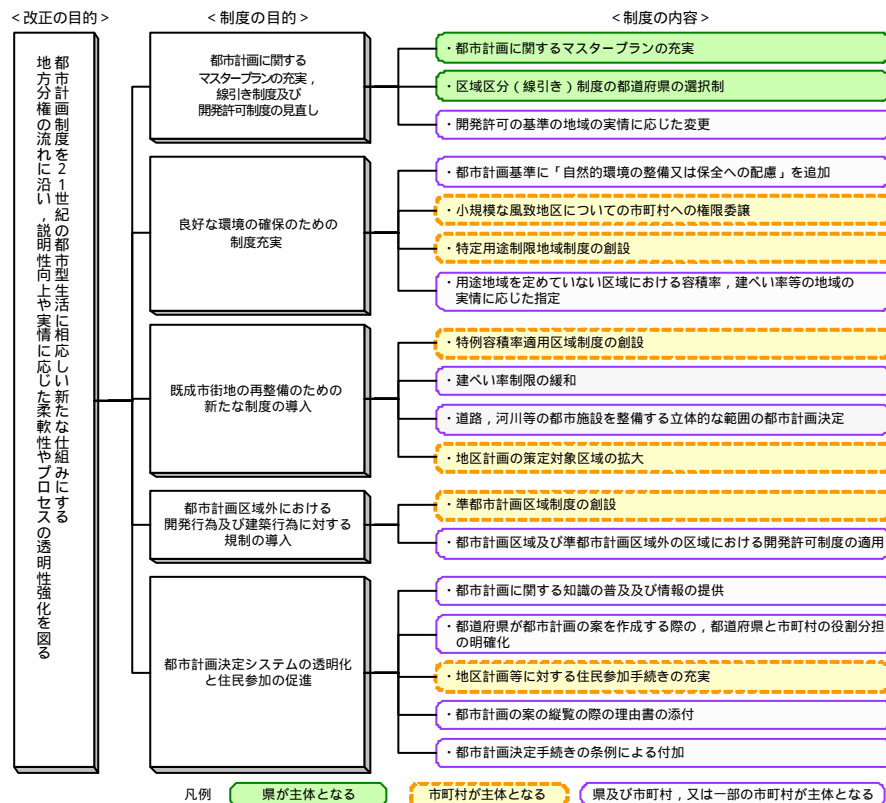
- ・ 拡大した運用の自由度を活かした積極的な制度の活用
- ・ 地域の実情に応じた施策の総合性・一貫性の確保
- ・ 県と市町村の連携・協働の仕組みの明確化

平成12年4月の地方分権一括法の施行によって都市計画が自治事務となり、制度の運用が国から地方公共団体に委ねられた。また、これに続いて行われた都市計画法の改正では、都市計画制度を21世紀の都市型社会にふさわしい新たな仕組みとするため、地域の実情に応じて選択できる多彩な制度メニューが充実強化されるとともに、柔軟性や説明性の向上にも配慮された制度の整備が行われている。

これら一連の改正で、従来は機関委任事務として国の基準に従い、とすれば画一性・硬直性が指摘されることもあった都市計画を、地方自らが考え、柔軟に活用していく可能性が広がったことになる。

しかし、都市計画の制度は、非常に幅が広く、県と市町村、開発や建築といった執行部局も多岐にわたることから、その運用にあたっては、各地域の実情に応じた適切なメニューを選択し、それらを有機的に組み合わせた総合的で、かつ一貫した施策展開を確保することが極めて重要となっている。

特に、ひとつの都市をつくりあげるパートナーである県と市町村の連携と協働は不可欠であり、個性豊かな都市づくりの実現に向けて、それぞれがその本来の役割を最大限果たし、積極的に制度活用を進める仕組みが必要である。



「平成12年改正都市計画法・建築基準法の解説Q&A」建設省都市局都市計画課他監修を基に作成

図 都市計画法改正の概要

2 広島県の都市の状況を受けた広島県の都市づくりの課題

(1) 上位計画等からの課題

県が都市計画制度の運用を考える上での上位計画となる「県政中期ビジョン」及び都市づくりに密接に関連する最近の重要な動きである市町村合併の動向を踏まえた都市づくりの課題としては、次があげられる。

県の基本方針の都市づくりでの具体化

- ・ 既存ストックを活かした持続型都市構造の確保
- ・ 地域の実情に通じた市町村の政策重視と県の広域的観点からの調整機能の充実
- ・ 広域的自立生活圏の形成に向けた都市の機能強化
- ・ 合併動向に対応した都市づくりの枠組みの整理

本県では平成12年に急激な社会情勢の変化に対応するため県政運営の最上位計画である「第四次長期総合計画」を補完する「県政中期ビジョン ひろしま夢未来宣言」を策定している。

この中期ビジョンでは、歴史の転換期に立っている今、変化の時をチャンスととらえ、元気な広島県を共につくるという観点から、今後の県政運営の基本方針を定めており、その中で、都市づくりに大きな影響を及ぼす次のような事項については、都市づくりの中に的確に反映していく必要がある。

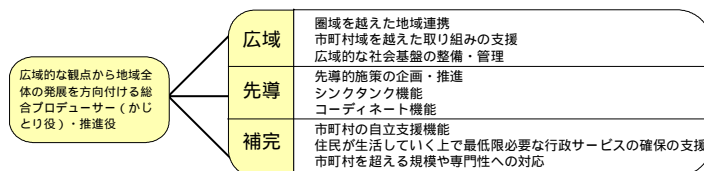
< 県政中期ビジョン ひろしま夢未来宣言 >

【ビジョン策定の基本的な方針】

- ストックを生かすソフト施策の推進
- 「強み」の積極的な活用
- 多様な主体との協働

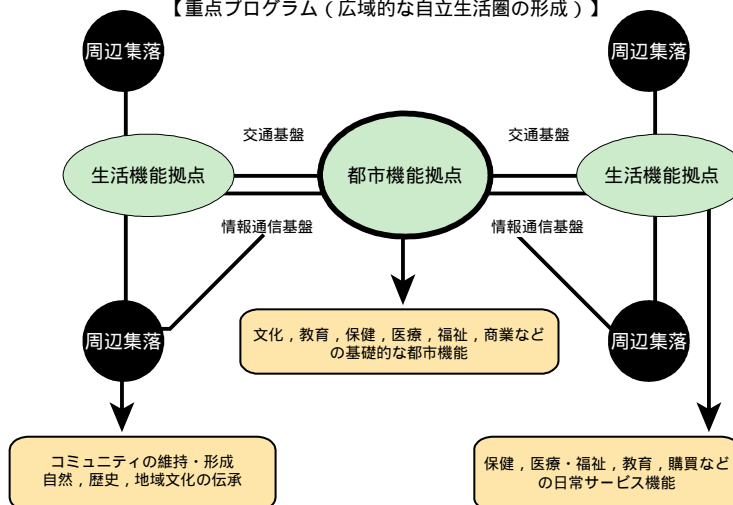
既存ストックを活かした
持続型都市構造の確保

【県政運営の基本的考え方（県の役割）】



地域の実情に通じた
市町村に対する
県による広域的観点からの
かじとり機能の充実

【重点プログラム（広域的な自立生活圏の形成）】



広域的自立生活圏の形成に
向けた都市の機能強化

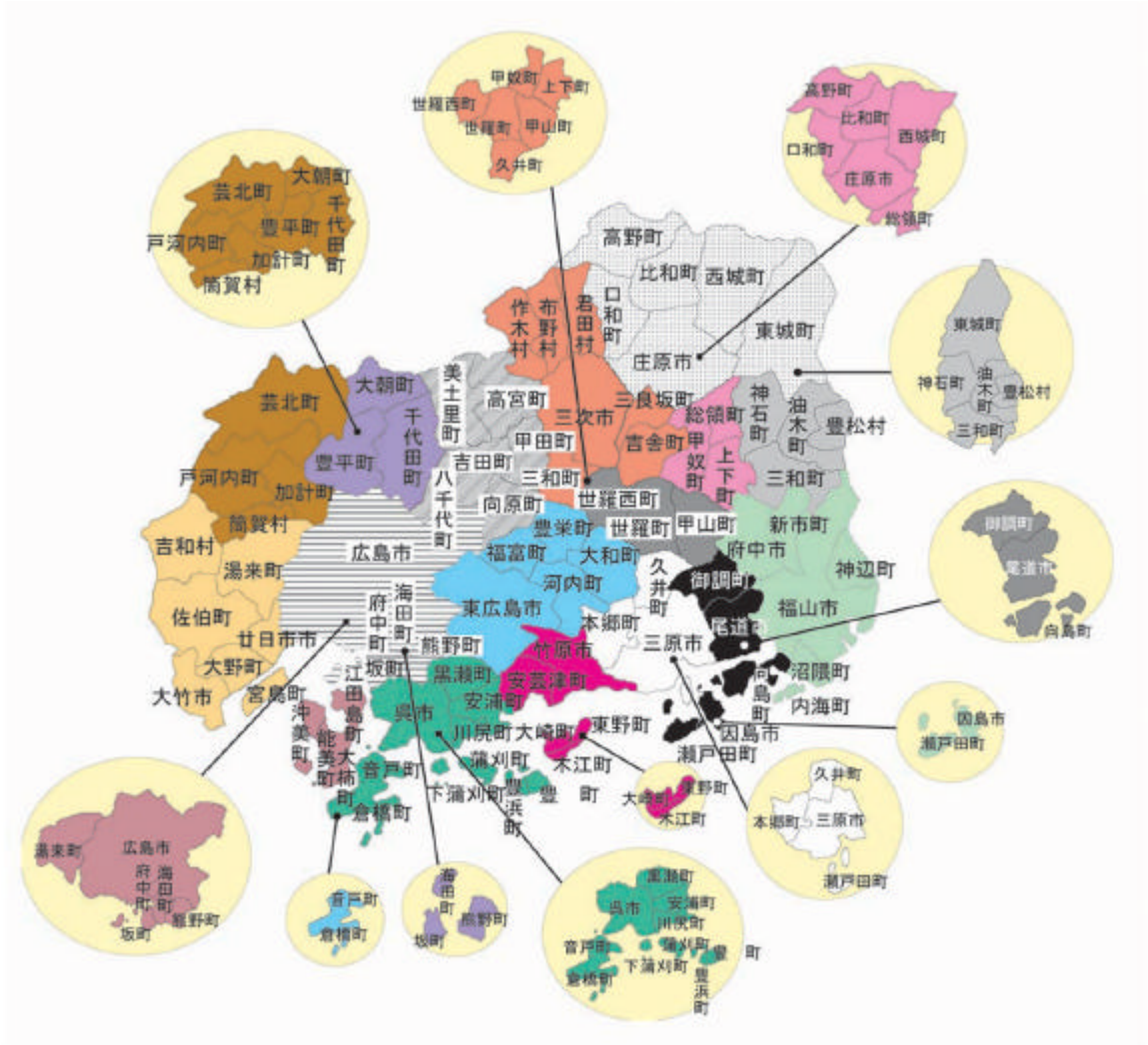
資料)「県政中期ビジョン ひろしま夢未来宣言, H12」を基に作成

図 県政中期ビジョンを受けた都市づくりの課題

・合併動向に対応した都市づくりの枠組みの整理

また、地方分権が実行の段階に入り、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的担い手となるとともに、生活圏の広域化にも的確に対応していくため、本県では平成12年度に「広島県市町村合併推進要綱」を策定し、市町村合併の推進を図っている。

都市づくりは、市町村との連携と協働が必要であり、合併はその基本的な枠組みである市町村の区域を変動させるため、それへの適切な対応と整理が必要である。



資料)「広島県市町村合併推進要綱 H12」(広島県)

図 合併パターン(基本的な組み合わせ, その他の組み合わせ)

(2) 広島県の都市の概況からの課題

県内の都市の概況を踏まえ、全国的な社会環境の変化だけではとらえきれない都市づくりの課題としては、次の3つがあげられる。

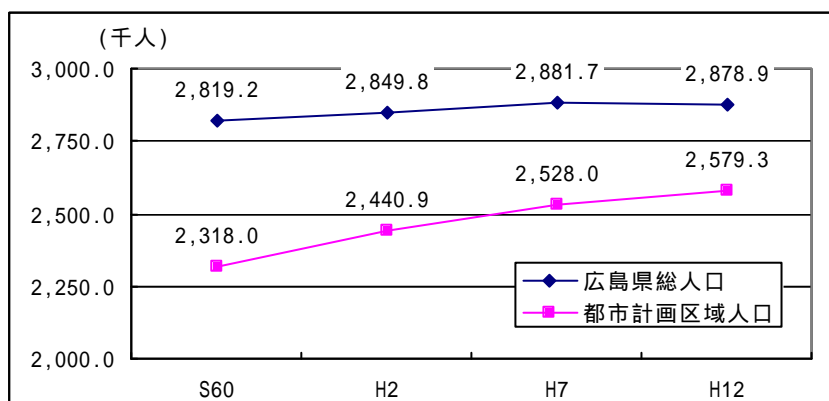
都市中心部の再生

本県の総人口は、2000年の国勢調査ではじめて減少に転じたが、都市の人口については、1995年から2000年で約2%増加しており、スピードは鈍化しつつあるものの依然として増加傾向は続いている。また、人口集中地区については、面積は拡大・人口密度は低下と、都市に緩やかに集まる人口が都市内に広がり、低密度な市街地が形成されつつあることがうかがえる。

また、本県の産業活動を見ると、商業地(市街地内)の商品販売額が低下している一方で、郊外部では大きく伸びている。また、製造業の低迷等で都市内に工場跡地等の未利用地の発生も見受けられ、市街地の低密度化に拍車をかけている状況にある。

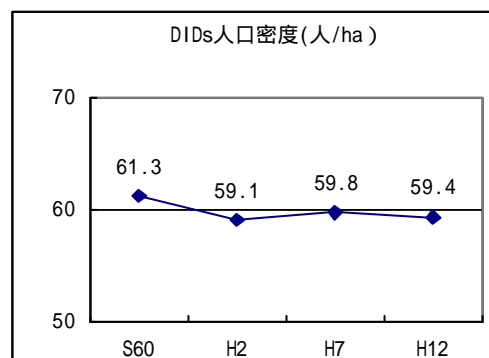
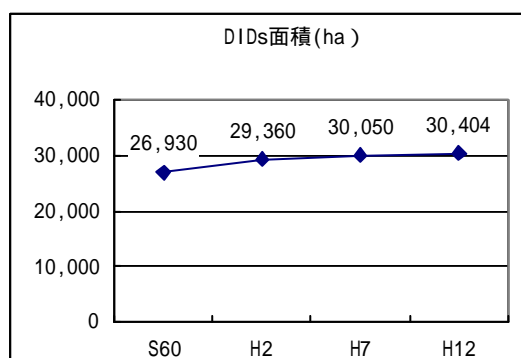
このような既成市街地から郊外部への都市的土地利用の拡散は、都市本来の機能集積効果の低下を引き起こすとともに、郊外部への新たな公共投資需要を生むとともに自然環境の悪化を招く恐れなどがある。

このため、今後、本県における都市づくりにおいては、都市的土地利用の拡散を防止し、併せて市街地への都市機能の集積を適切に誘導することによって、都市中心部の再生を行う必要がある。



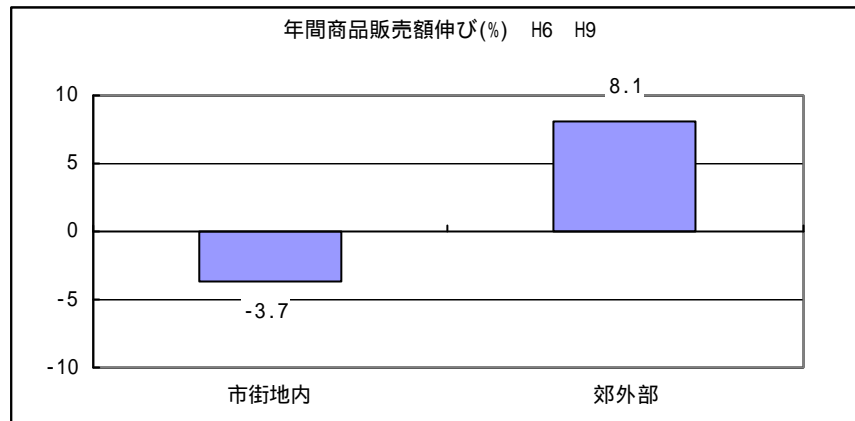
資料) 県総人口は国勢調査，都市計画区域人口は都市計画年報

図 広島県総人口・都市計画区域人口の推移



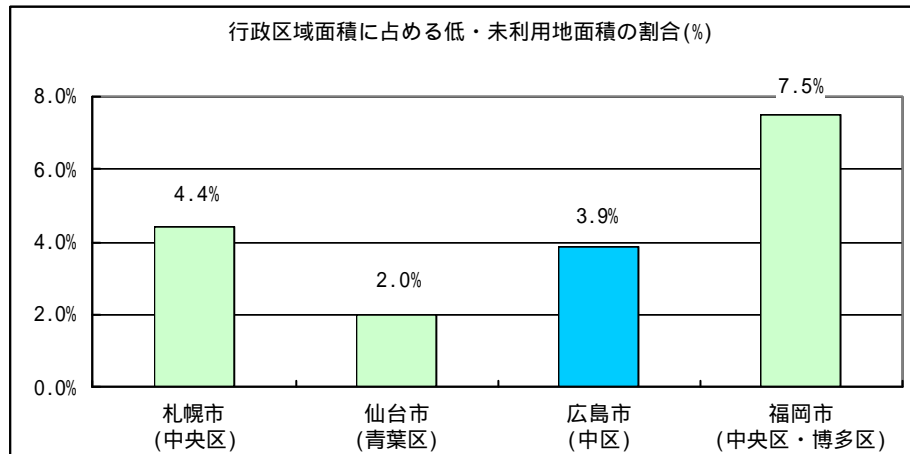
資料) DID面積・人口密度は国勢調査

図 DIDの面積・人口密度の推移



資料)「平成9年 広島県の商店街 商業統計調査結果報告」(広島県)
 市街地型とは、用途地域が指定されている区域における商業地を対象、
 郊外部は市街化調整区域その他の区域の商業地を対象として集計

図 広島県の商店街の立地タイプ別商品販売額の伸び



資料)「低・未利用地・虫食い地区調査」(財)民間都市開発推進機構 H10

図 都市内未利用地の発生状況

都市基盤整備の実行力強化

本県においては、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、中国横断自動車道広島浜田線及び中国横断自動車道尾道松江線（事業中）等の高規格幹線道路による県土全体にわたる井桁型ネットワークの形成が進むなど、都市間を結ぶ広域連携の基盤が整いつつある。

一方で、県民の約90%を占める都市住民に最も身近な生活基盤である都市内の道路や公園、下水道等については、下図のとおり、その整備率は道路51.5%、公園62.3%、污水处理施設67.4%に止まり、さらに例えば道路についてみれば、事業着手が行われていない路線が、都市計画決定されている全計画量の約20%残っている等、いまだ決して十分とは言えない状況にある。

このため、今後の都市づくりは、特に都市内において、県民生活を支える上で必要となる根幹的な都市施設を、より効率的かつ円滑に整備していく実行力を強化する必要がある。

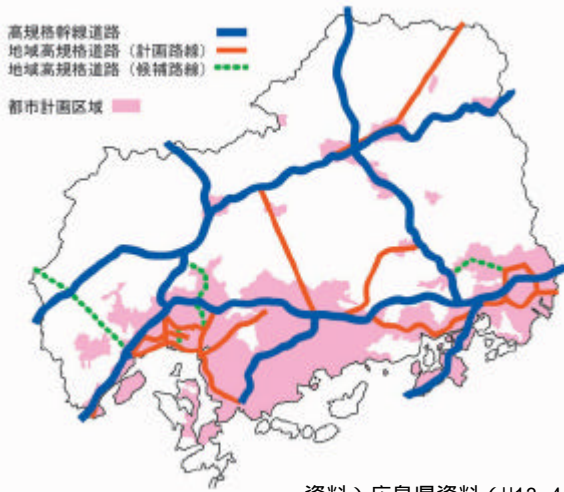


図 広島県の高規格幹線道路及び地域高規格道路網図

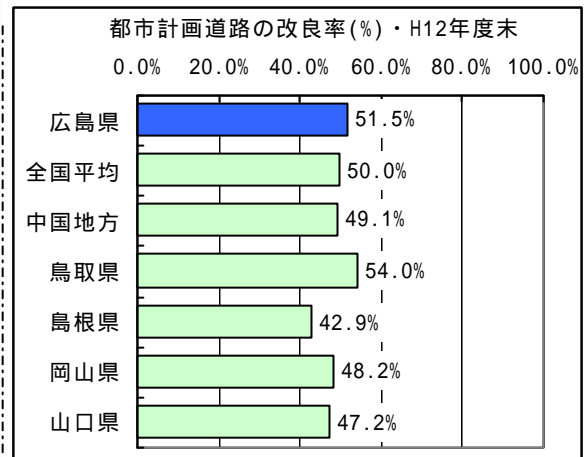
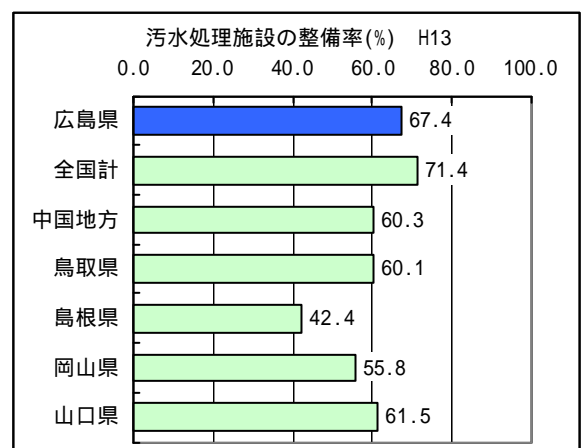
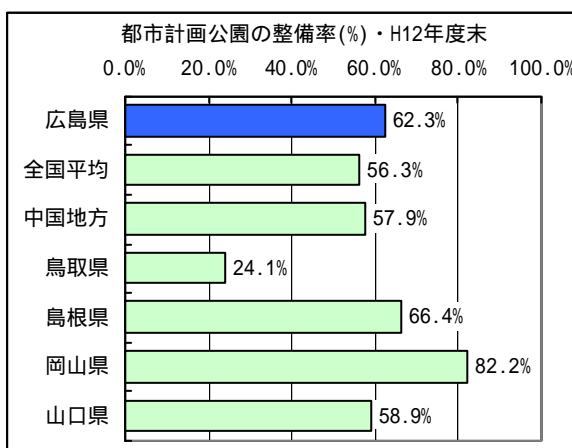
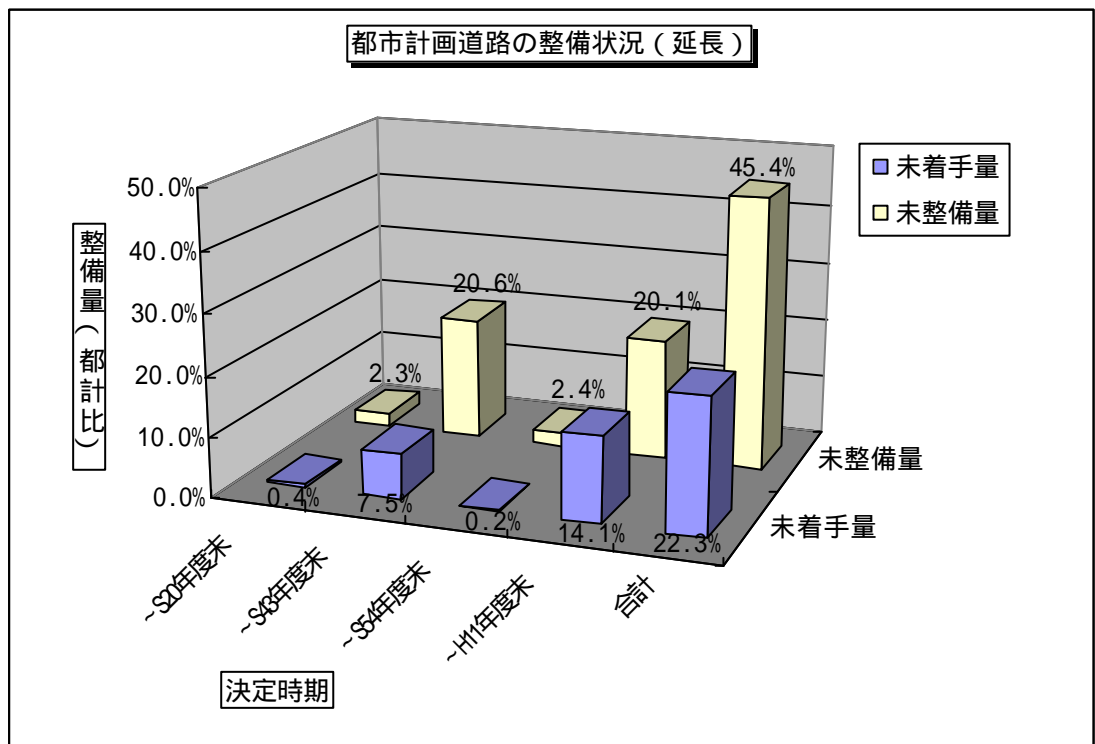
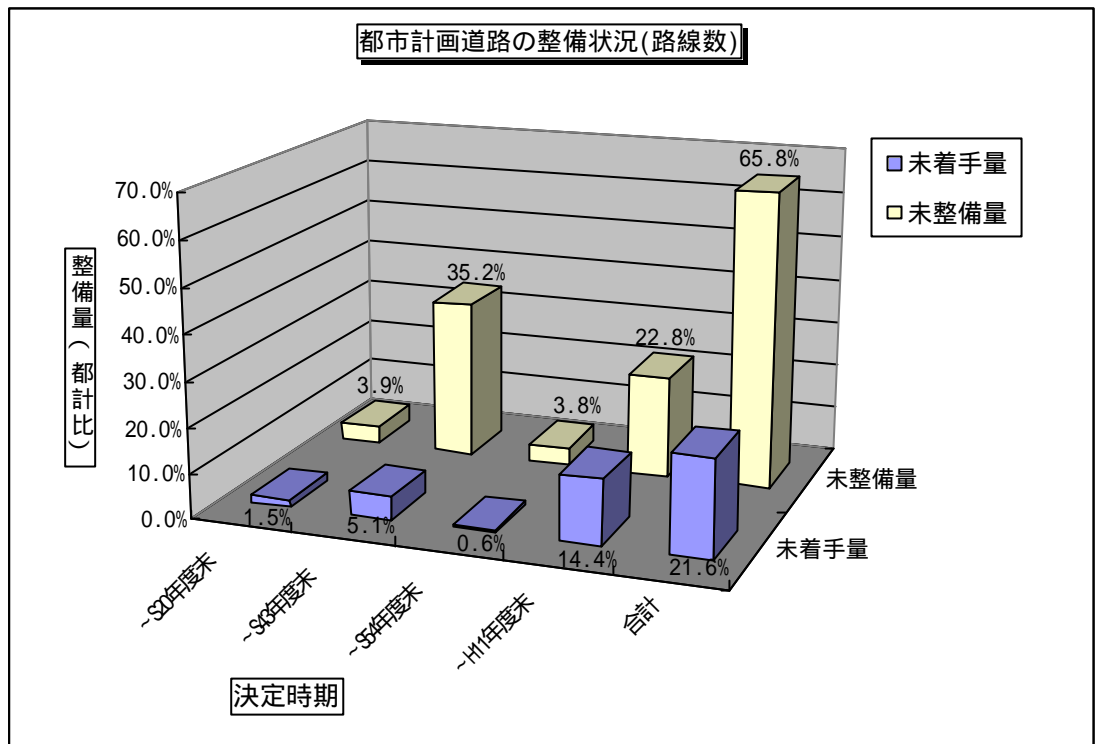


図 都市計画道路の改良率



污水处理施設には下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽を含む 資料）広島県資料

図 都市施設（公園・污水处理施設）の整備率



割合は全都市計画決定量に対するものである。未着手量は路線全体が未着手のもの、未整備量は一部整備済み区間があり事業が完了していない量である。(平成12年3月時点)

資料) 広島県資料

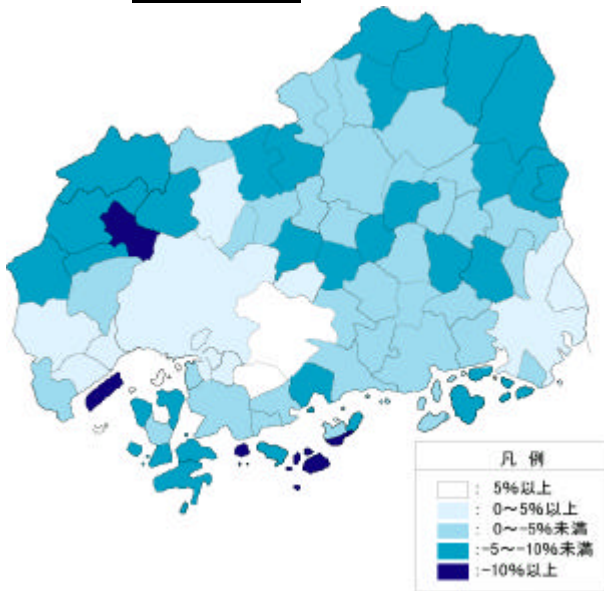
図 広島県の都市計画道路の整備状況

都市計画区域を超える広域的な都市づくり

本県では、瀬戸内海沿岸部付近で人口増加が続いている反面、県北部や島嶼部等では人口減少と高齢化が進む過疎地域が目立ち、県内における地域間格差が顕在化している。

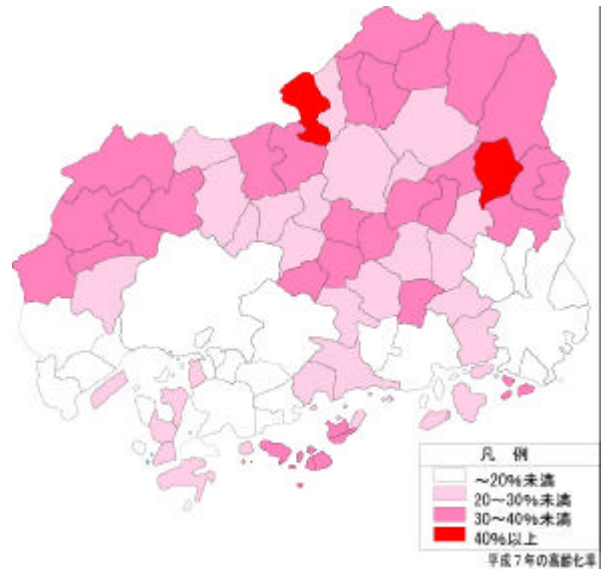
また、県内の都市計画区域の面積は県土面積の約 28%にすぎないが、都市計画区域をもたない町村の通勤や通学、買い物、入院等の住民活動は、モータリゼーションの進展や広域的な道路網の整備充実等により、都市計画区域をもつ市町村に依存しており、都市は、都市の外側も含めた広い範囲の住民生活を支える機能集積地として機能している。

このような都市とその周辺地域との関係から、本県における都市づくりは、都市を広域的な地域の核として位置づけ、都市計画区域を超える広域的な視点で機能強化を図る必要がある。



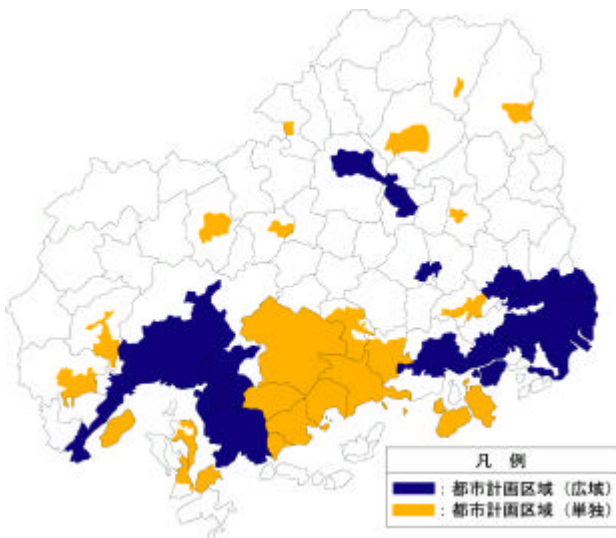
資料) 国勢調査

図 市町村別人口伸び率 (H12/H7)



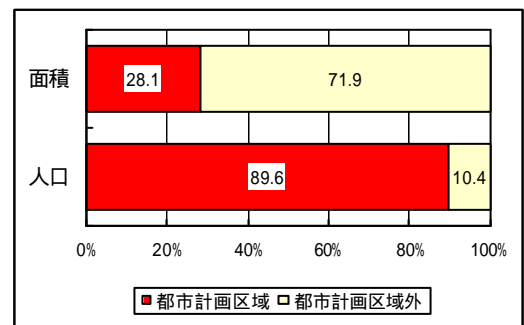
資料) 国勢調査

図 市町村別高齢化率 (H7)



資料) 都市計画年報 H12

図 広島県の都市計画区域等の指定状況 (H12)

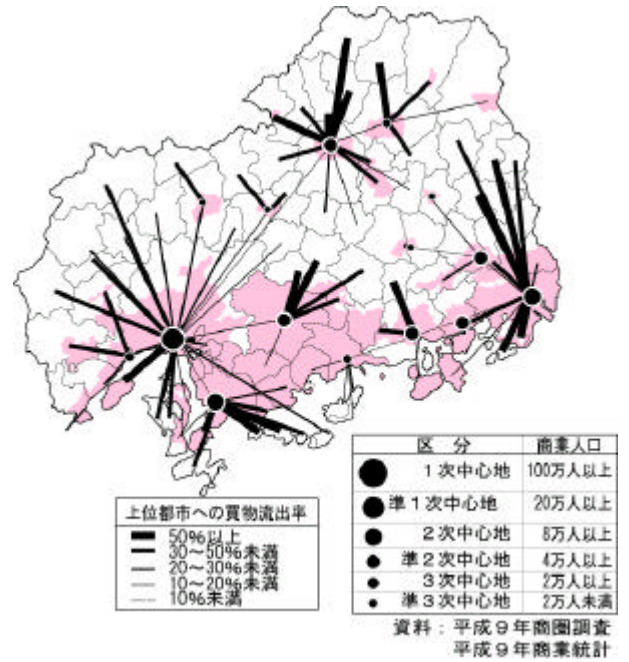
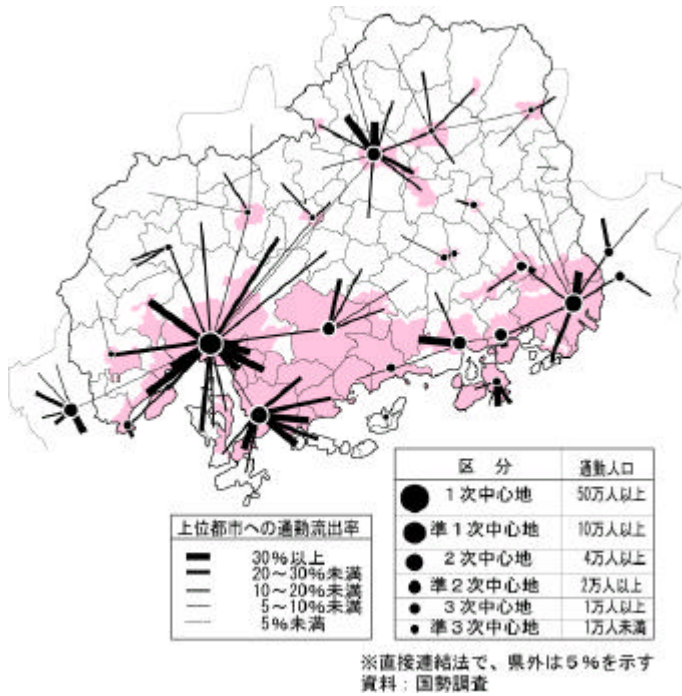


資料) 都市計画年報 H12

図 県土総面積・人口に占める
都市計画区域面積・人口割合 (H12)

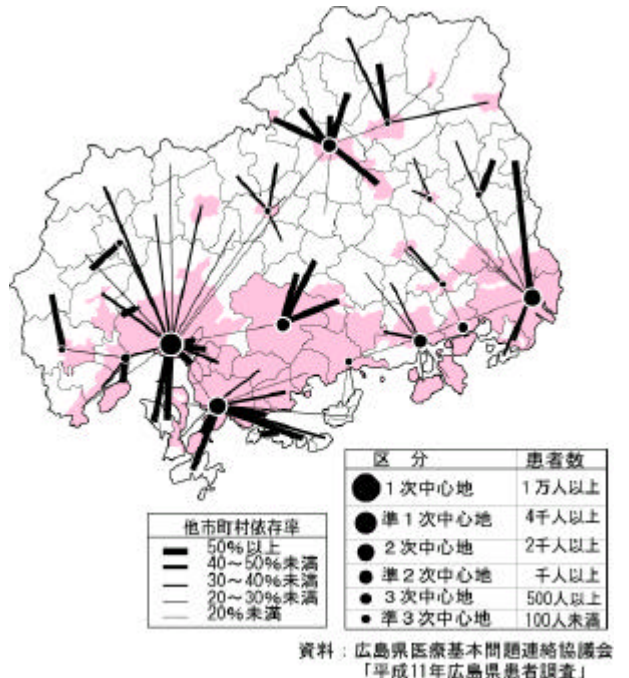
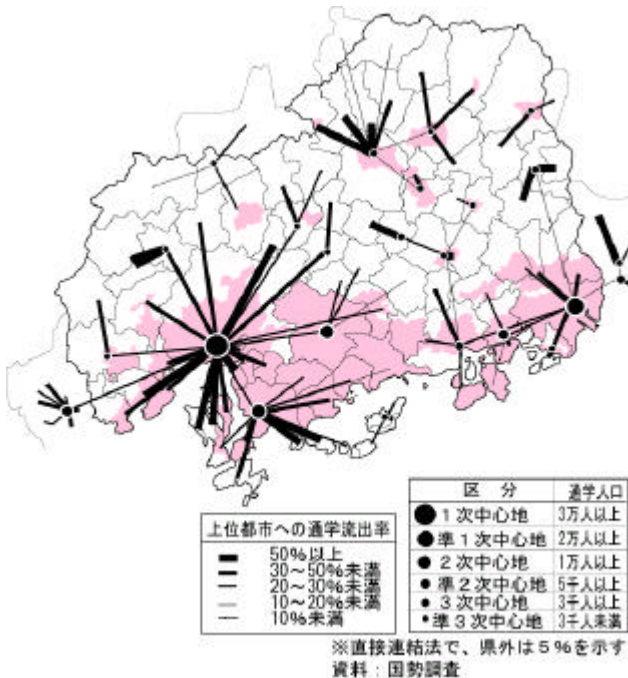
通勤（平成7年）

買い物（平成9年）



通学（平成7年）

入院（平成11年）



市町村間の依存関係の強さを線の太さで示し、集中する人口規模を印の大きさで示す
また、ハッチの範囲は都市計画区域を示す

資料) 通勤、通学は国勢調査 (H7)
買い物は広島県商圏調査報告 (H9)
入院は広島県患者調査報告 (H11)

(3) 広島県の圏域構造からの課題

ここでは、広域的な都市づくりを行うための枠組み（圏域）を設定するとともに、その構造からの都市づくりの課題を抽出する。

県内7つの圏域を基本単位とした広域的な都市づくりの推進

都市を、周辺部を含む地域の核として広域的な視点に立った機能強化を進めるには、都市計画区域によらず強い結び付きのある一体的な地域（圏域）を基本単位とした広域的な都市づくりを行う必要がある。

都市づくりは行政施策の重要な柱の一つであるため、この圏域設定は、本県における広域行政の推進単位である8つの広域行政圏を十分に考慮することとし、それぞれの広域行政圏ごとに市街地の広がりや県民生活の結び付き等を見ると、広島圏域と広島西圏域が強く結び付いているものの、他の圏域はそれぞれ概ねのまとまりを有していることがわかる。（巻末資料2 資-5 参照）

このため、広域的な都市づくりを推進する単位として、広島大都市周辺地域広域行政圏と広島西広域市町村圏をひとつに合わせた県内7つの圏域を基本単位として、広域的な都市づくりを進めることとする。

なお、この7つの圏域は、中期ビジョンなどの総合計画を支える広域都市づくりを進めるための総合的な計画策定・調整等の最小単位であり、個別の検討上必要な場合には、事案に応じて、さらに広域圏域を設定すべきことに留意する必要がある。



図 広域的な都市づくりの枠組み

広域的な自立生活圏の形成に向けた都市の拠点機能の維持・強化

広域都市づくりの基本単位である7圏域は、通勤、通学、購買、医療等の流動が圏域内で一定のまとまりを有しているが、その中では都市計画区域を持たない市町村も含めて、市町村の枠を越えた圏域内の都市（都市計画区域）への集中が起こっている。（巻末資料3 参照）

このため、本県の政策目標である広域的な自立生活圏の形成を推進するには、その核である都市（都市計画区域）が、既存機能の維持に加えて、広域拠点機能をさらに強化していくことが必要である。

また、各圏域はそれぞれの状況が大きく異なっており、今後はこれらの特徴にも十分に配慮する必要がある。

このため、各広域行政圏ごとに県地域事務所が主体となって策定している地域発展プランが示す各圏域の将来発展方向を踏まえながら、広域的な都市づくりを圏域単位で進める必要がある。

表 7 圏域別の現況

項目	指標	広島圏域	呉圏域	東広島圏域	尾三圏域	福山圏域	備北圏域	芸北圏域	広島県 全体
社会経済状況	人口 H12 (人)	1,398,903	291,502	225,015	273,516	510,691	113,739	65,549	2,878,915
	年齢階層比								
	人口推移 H7~H12 (%)	1.3%	-4.4%	3.6%	-2.8%	0.0%	-3.7%	-4.4%	-0.1%
	就業者数 H7 (人)	708,173	149,513	109,298	140,064	262,290	64,460	38,812	1,472,610
	産業別就業者数比								
	産業別就業者数推移 (H2~H7)								
	市町村間流動	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 96.0%	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 86.5%	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 79.4%	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 89.9%	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 94.4%	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 96.1%	圏域内々率 通勤 (H7) (%) 87.0%	-
	道路	道路整備率 H11 (%) 39.4%	道路整備率 H11 (%) 56.5%	道路整備率 H11 (%) 39.7%	道路整備率 H11 (%) 62.1%	道路整備率 H11 (%) 52.9%	道路整備率 H11 (%) 80.6%	道路整備率 H11 (%) 80.1%	55.4%
	公園	都市公園面積 H11 (ha) 1,293	都市公園面積 H11 (ha) 240	都市公園面積 H11 (ha) 159	都市公園面積 H11 (ha) 165	都市公園面積 H11 (ha) 372	都市公園面積 H11 (ha) 279	都市公園面積 H11 (ha) 24.5	2544.5
	下水道	下水道等人口普及率 H11 (%) 75.1%	下水道等人口普及率 H11 (%) 62.9%	下水道等人口普及率 H11 (%) 14.2%	下水道等人口普及率 H11 (%) 7.2%	下水道等人口普及率 H11 (%) 49.8%	下水道等人口普及率 H11 (%) 5.7%	下水道等人口普及率 H11 (%) 15.5%	53.9%
医療	病院 H12 (力所) 110	病院 H12 (力所) 38	病院 H12 (力所) 22	病院 H12 (力所) 27	病院 H12 (力所) 52	病院 H12 (力所) 11	病院 H12 (力所) 9	269	
福祉	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 187	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 85	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 63	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 67	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 154	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 65	保育所 (公立・民間を含む) H11 (力所) 34	655	
文化	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 15	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 6	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 6	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 5	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 7	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 5	図書館 (市町村立図書館を対象) H11 (力所) 4	48	
都市基盤等の状況	各項目の県平均を100とした場合								-
	農地転用 H10 (件) 2,176	農地転用 H10 (件) 350	農地転用 H10 (件) 914	農地転用 H10 (件) 905	農地転用 H10 (件) 1,395	農地転用 H10 (件) 595	農地転用 H10 (件) 452	6,787	
	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 939	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 152	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 306	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 406	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 607	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 131	農地転用 H10 (住宅用途) (件) 167	2,708	
	建築確認件数 H11 (件) 1,409	建築確認件数 H11 (件) 358	建築確認件数 H11 (件) 1,099	建築確認件数 H11 (件) 1,009	建築確認件数 H11 (件) 669	建築確認件数 H11 (件) 557	建築確認件数 H11 (件) 215	5,316	
	都市計画区域内 (%) 99%	都市計画区域内 (%) 91%	都市計画区域内 (%) 97%	都市計画区域内 (%) 93%	都市計画区域内 (%) 95%	都市計画区域内 (%) 87%	都市計画区域内 (%) 69%	94%	
	都市計画区域外 (%) 1%	都市計画区域外 (%) 9%	都市計画区域外 (%) 3%	都市計画区域外 (%) 7%	都市計画区域外 (%) 5%	都市計画区域外 (%) 13%	都市計画区域外 (%) 31%	6%	
	都市計画区域の指定状況	・広島圏 (線引き) ・大野 (未線引き) ・佐伯 (未線引き) ・宮島 (未線引き)	・広島圏 (線引き) ・音戸 (未線引き) ・安浦 (未線引き) ・川尻 (未線引き) ・江田島 (未線引き) ・大楠 (未線引き)	・東広島 (線引き) ・黒瀬 (線引き) ・河内 (未線引き) ・川尻 (未線引き) ・安芸津 (未線引き)	・備後圏 (線引き) ・因島 (未線引き) ・瀬戸田 (未線引き) ・御調 (未線引き) ・本郷 (未線引き) ・世羅甲山 (未線引き)	・備後圏 (線引き)	・三次 (未線引き) ・庄原 (未線引き) ・上下 (未線引き) ・作木 (未線引き) ・西城 (未線引き) ・東城 (未線引き)	・千代田 (未線引き) ・吉田 (未線引き)	
	面積 H11 (ha) 154,522	面積 H11 (ha) 45,398	面積 H11 (ha) 91,872	面積 H11 (ha) 91,222	面積 H11 (ha) 100,999	面積 H11 (ha) 211,078	面積 H11 (ha) 152,582	面積 H11 (ha) 847,673	
	区域別面積比								
	区域別人口比 H11								
区域別人口推移 H7~H11									

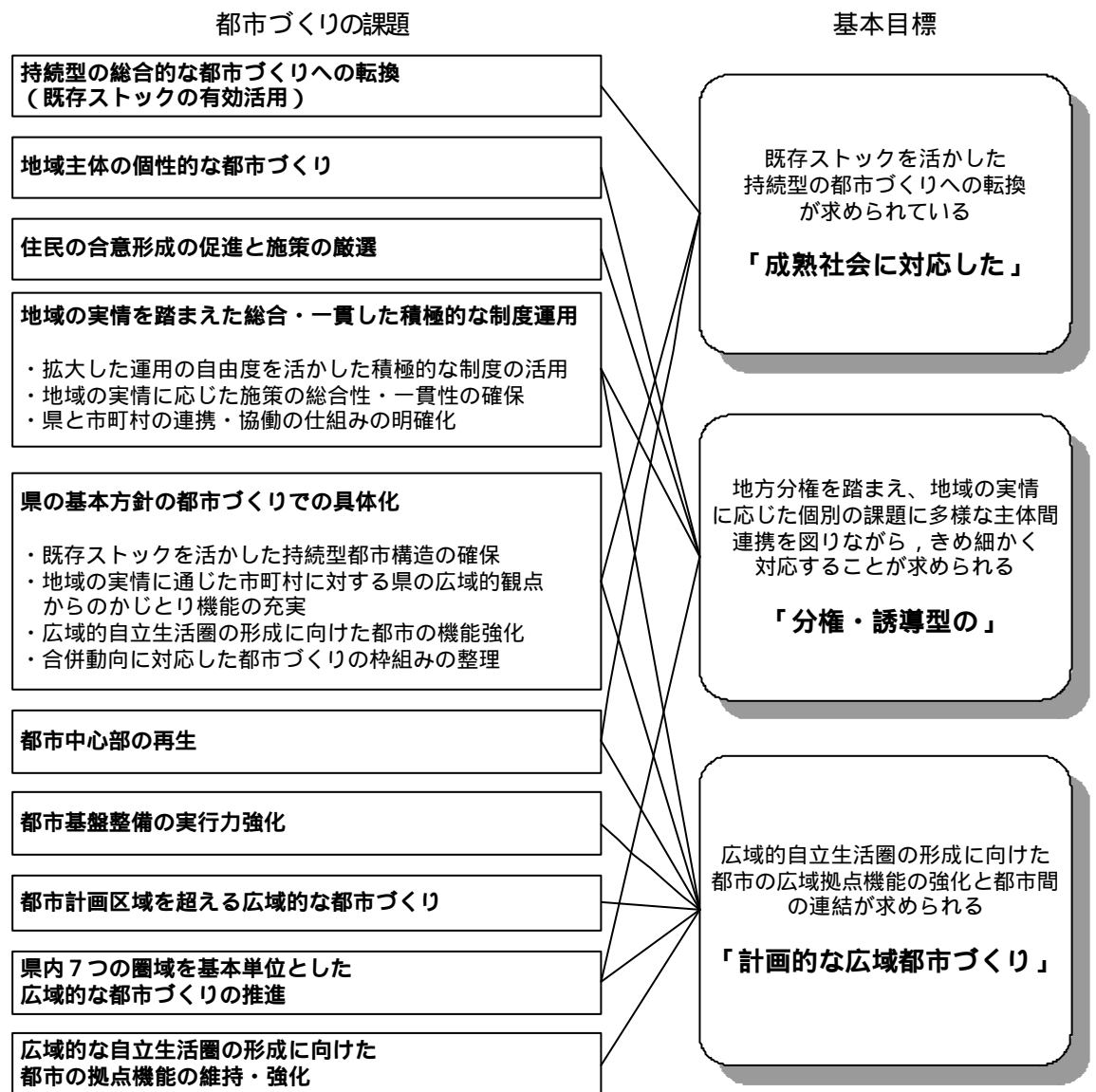
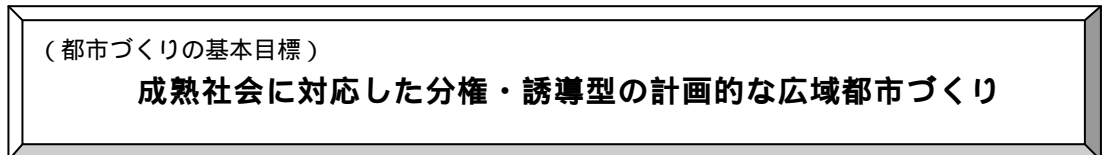
社会・経済状況 ・人口：国勢調査(H12) ・人口推移：国勢調査(H7~H12) ・就業者数：国勢調査(H7) ・就業者数推移 国勢調査(H2~H7) ・市町村間流動：国勢調査(H7)
 都市基盤等の状況 ・道路は用途地域内の一般国道，県道を対象，整備率 = (改良済延長かつ混雑度 1.0 未満の道路延長) / 実延長，線密度 = 整備済み延長 / 用途地域面積：道路交通センサス(H11)， ・公園面積：市町村公共施設状況調(H11)
 ・下水道普及率は公共下水道，特定環境保全下水道，農・漁業集落排水を含む：市町村公共施設状況調(H11)， ・病院，診療所：広島県資料(H12) ・保育所：市町村公共施設状況調(H11) ・図書館，公会堂・市民会館：市町村公共施設状況調(H11)
 土地利用の状況 ・農地転用(H10)，建築確認(H11)：広島県資料(但し，建築確認件数については広島市，呉市，福山市の件数は含まない)
 都市の状況 ・面積：都市計画年報(H11) ・人口：都市計画年報(H11) ・人口推移：都市計画年報(H7~H11)

3 広島県の都市づくりの目標

前節までで述べた都市づくりの課題を踏まえ、今後広島県における都市づくりが目指す基本的な方向を次の目標として設定する。

(1) 都市づくりの基本目標

これまでみてきた様々な課題を整理しキーワードに変換した結果、都市づくりが全体として目指すべき方向として、次の基本目標が導かれる。



(2) 都市づくりの視点別目標

目指す都市づくりを実現する制度運用の検討には、より具体的な目標を設定する必要がある。このためさらに、右に掲げる3つの都市づくりの視点別に整理、分析を行い、次の視点別目標を設定する。

都市づくりの視点

都市づくりを進める上での基本的な視点と考えられる以下の3つの視点を設定する。

視点① 都市構造（どんな都市を？）

・都市づくりの対象である都市そのものについて、どのような構造を目指すべきかという視点

視点② 手法（どうやって？）

・将来目指すべき都市構造をどのような方法・手段により実現を図るかという視点

視点③ 主体（誰が主体となって？）

・将来目指すべき都市構造、及びその実現方法について、誰が主体となって実行するかという視点

視点① 都市構造の視点から整理した都市づくりの課題と目標 ～どんな都市を～

これまで

都市への集中と拡大の進む中では、十分な公共施設が追い付かない状況での無秩序な外延化の抑制と計画的市街化が大きな課題であった。このため、本県においても、主要都市への区域区分（線引き）制度の導入を初めとする都市計画の取り組みや、基盤整備事業を推進し、市街地内都市基盤の飛躍的な充実と秩序ある市街地の形成に大きな成果を上げてきた。

現在では、全体としての都市拡大の勢いは沈静化しつつあるものの、地域毎にみると大きな差がある状況であり、また道路網の発達で立地上の制約が低下した店舗等の郊外立地の進展等による中心市街地の空洞化や、産業構造の変化等による市街地内の低・未利用地の増加、交通渋滞の慢性化を初めとする市街地内の基盤整備などにもいまだ多くの課題を残している。

さらに、市街地の拡大が自動車利用を促進し、環境負荷の増大をもたらすなどの課題も発生している。

これから

今後本格的な人口減少社会を迎えるものの、当分の間は地域差が拡大し、大都市などの都市への集中傾向が続くとともに、経済原則で動く企業や住宅の郊外立地の動きは継続していくと予想される。

しかし、高齢化による交通弱者の増加、自然環境資源の保全の重要性の高まり、現状においてもまだ市街地内の基盤整備が必要な中での今後の投資余力の減少、さらに都市の総合力は機能集積と相互連携により強まること等を考慮すれば、集中拡大傾向が落ち着く今こそ、相当のストック蓄積のある市街地に重点を置いた基盤強化等を推進する必要がある。

目 標

市街地の拡散を抑制した都市構造の構築

既存の市街地内を主とした基盤施設の効率的な整備の推進、都市の機能集積効果の維持・強化及び自然環境との調和や保全を図るため、市街地の拡散を抑制した都市構造の構築を実現する。

視点2 手法の視点から整理した都市づくりの課題と目標 ~どうやって~

これまで

都市への集中と拡大の急速な進行に対応したシビルミニマムの量的確保のため、基盤整備を国が定めた基準に従って実施主体毎に独立・分担して推進するという、事業の効率性やスピードを重視した手法がとられてきており、本県においても、特に広域道路網を初めとする飛躍的な基盤の充実が実現された。

量的に一定の充足が進んだ現在、都市づくりの手法の面では、画一を脱して質や個性を重視すること、まちづくりへの関心の高まりや参画などの住民意識や行動変化に的確に対応するとともに、また基盤整備等についても、計画から実施に至る各段階での説明性を高めることや状況変化に迅速に対応することなどが課題となっている。

これから

まちづくり意識が一層高まり、NPOや個人・組織・企業などの参画が本格化する一方で行政の投資余力は減少するため、今後の都市づくりは、これまでの行政主導から、多くの主体が連携・協働して推進する方向に変化していく。

このため、情報開示の徹底による透明化などによって、都市づくりを住民に一層身近なものに変えるとともに、多様な都市づくりの活動が全体として目指す方向を地域社会の合意として明確に定め、その実現に向けて個々の活動が展開される体系を構築し、その中で、地域全体の総合的な観点で厳選した施策を、段階に応じた十分な合意形成や情勢変化への対応を図りつつ、効率的に推進していく必要がある。

目 標

都市像の明確化とその透明かつ計画的・効率的な実現

都市づくりの主体の多様化等に対応し、都市づくりの透明化・効率化を図るため、目指す都市像を地域社会の合意として明確化するとともに、その都市像の具体化においても、段階的な合意形成や計画の適時・適切な見直しなどにより円滑に実現する。

視点3 主体の視点から整理した都市づくりの課題と目標 ~誰が主体となって~

これまで

機関委任事務に基づく包括的な関与権限を背景に、国・県等が主導する強力な規制と基盤整備による都市づくりが進められてきており、本県においても主要都市の無秩序な市街化による問題の深刻化を未然に防ぎ、道路網などの飛躍的な充実に成果を上げてきたものの、行政主導・画一性重視で地域の実情や活動をすくい上げにくい面があった。

都市拡大が沈静化した現在、都市づくりの主体も、質の向上や参画を求める住民意識の変化に対応した柔軟性や多様性が求められており、それにより歴史や文化などの地域の個性を一層強めていく必要がある。

また、道路網の発達等で生活圏はこれまでの市町村の枠を超えて拡大しており、都市づくりにおける広域的な視点も重要化している。

これから

充実した交通基盤を活用した地域間交流が活発化していく中で人口は減少していくため、それぞれの地域が定住人口や交流人口の確保に向け魅力を競い合う「地域間競争」が激化する。

このため、投資余力の減少でフルセット整備が困難な状況の下で、それぞれの地域が独自の都市づくりを進めるには、施策の選択と集中を実現する地域としての政策形成能力とその実行力が問われることとなる。

また、地方分権の進展と都市計画法の改正で、都市づくりの主体が地方に移行し、地域の個性を伸ばし得る仕組みが整えられるとともに、住民の日常社会生活圏の拡大に対応した市町村合併の動きにより、住民ニーズに応じた行政サービスを提供していく行政体制も整備されることとなる。

これらを考えあわせれば、今後の都市づくりは、住民や多様な主体などの前面に立つ市町村が中心となって、総合的かつキメ細かく考え・自ら実行していくとともに、広域的自立生活圏形成に向け、施策の連携や調整による圏域としての競争力の強化もあわせて進めていく必要がある。

目 標

地域主体の総合的なまちづくりの実現と広域連携の確保

地域個性や文化の育成を初めとする地域の実情への柔軟な配慮の要請等に対応し、住民も含む地域が主体になって総合的できめ細かなまちづくりを推進するため、市町村の主体性を強化・確立するとともに、その施策の広域的な連携と整合性を確保する。

4 第2章まとめ

本章で目標として掲げた本県における今後の都市づくりが目指すべき方向に至る考え方の過程をまとめると次のとおりである。

